

第4回山梨県障害者施策推進協議会 会議録要旨

- 1 日 時 平成30年3月15日(木) 午後1時30分～3時10分
- 2 場 所 山梨県防災新館2階 201・202会議室
- 3 出席者
(委員)
有田明美、小林千尋、宿澤理恵、竹内正直、時田眞男、中込香代子、藤井道孝、
古屋まゆみ、矢崎繁、柳田正明、渡邊秀昭
(五十音順)

(県側等)
福祉保健部次長、障害福祉課長、福祉保健総務課、健康長寿推進課、子どもの心のケア総合拠点整備室、医務課、健康増進課、高校改革・特別支援教育課、山梨労働局

(事務局)障害福祉課
企画推進担当(5人)、施設支援担当(1人)、地域生活支援担当(1人)、
心の健康担当(1人)
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 会議次第
(1)開会
(2)福祉保健部次長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)議事
(5)その他
(6)閉会
- 6 会議に付した議題
(1)協議事項
『やまなし障害児・障害者プラン2018』の最終案について
(2)報告事項
平成30年度における主な事業について
(3)その他
- 7 議事の概要
(1)議題「『やまなし障害児・障害者プラン2018』の最終案について」
議題について、資料1-1、資料1-2、最終案により、事務局から説明した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)

ただいま、事務局からパブリックコメントへの対応方針とプランの修正について説明がございました。昨年12月25日の第3回協議会の会議では、プラン素案全般に亘って協議を頂いておりますので、今回は内容の協議までは行わず、説明のあった修正点あるいは、変更分について御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

今、議長が仰ったように、プランの改定の発言ではありませんが、いよいよ障害者権利条約に基づいた非常に明確な方針が、今回のプランの中に登場したということで、本当に嬉しく思いますし、これを実現する方向で、私自身も一生懸命やっていきたいと思えます。そういう点で、私の個人的なメモを皆さんにお配り頂いたので、それを説明させて頂きたい。

(議長)

どうぞ。

(委員)

いろいろな計画があると思うのですが、昨日の報道で、山梨は健康寿命が日本一です。去年は男女ともに日本一だったのですが、今回、男性だけが日本一となっています。ただ、その報道がおかしな報道でした。県をはじめに市町村が健康診断を一生懸命にやった結果です。しかし、報道はそういったことを、きちんと伝えていない。私は、報道機関に意見して欲しいと思えます。空気がいいからとか、野菜をいっぱい食べるとか、それもあるでしょうが、私が言いたいのは、山梨は小さな県ですけれども、私たちが努力すれば、他の県にはない幸住条例があるように、日本一、障害者にとって住みやすい、あるいは、共生社会をいち早く実現できる、というような方向でやっていきたい。その点で発言させて頂きたいのですが、この間、厚生労働省の専門官が来県した際に、かなり具体的に、4月1日から施行される総合支援法の改正内容を御説明頂きました。いよいよ総合支援法について、前を向いて議論していく、その実質的なところに地域包括ケアシステムの構築という言葉が入っていました。それをどう実現するのかという点では、専門官もかなり地域の力が必要だと、そういう点で今の自立支援協議会がありますけれども、この力をどう借りるのか、私自身の中では、あまり具体化できないので、このような、というお話が頂ければありがたいです。

それから子どもの心のケア総合拠点の扱いについて素晴らしいと思えます。全国で初めてのものだと思います。ただ、私は、基本は、地域に住むと言うことが一番の目標で大切だと考えています。

次に、障害のある当事者や家族の声が本当に小さいと思うのです。今、議長の方からお話がありましたけれど、障害者の差別解消についても障害者自身が声を上げること、我慢しているというか、これが当たり前と諦めている側面もある。声が小さいという点では、どうしても当事者や家族が力をもらえない環境にあるというのが一番大きな事ではないかと思えます。全ての障害者の支援において、当事者や家族の意見をどれだけ尊重するかを考えて、家族支援と当事者を含む方向性をつくり出してもらうという面でも、やはり障害当事者や家族が先頭に立てれば嬉しいと思えます。それから、障害者を一番理解し、寄り添えるのは家族だと思います。県で主催して頂いた、明石陽子さんや、ピアニスト辻井信行さんの母である辻井いつ子さんの経験から、家族が当事者

に寄り添って、その辛さなどを地域に呼びかけていくことが、大事なのではないかと思います。

それから、当事者によるピアサポーターの法的な位置付けがされていないので、これを是非したいということで、厚生労働省の専門官が省内で強く提案しているようです。私達、家族会としては、是非、実現をしていきたい。このプランの実践の中で発言していきたいと考えています。

最後になりますが、盛りだくさんの計画です。これらをやリ遂げるのは大事なことだと思います。そういう点では、PDCAサイクルの実効性の取組というのは、丁寧に記述されていますので、そういう点では、この協議会も障害者や家族も、その次の段階では大きな力を出していく、そういう方向で頑張っていく必要があるのではないかと思います。

そして、最後、相模原障害者施設殺傷事件があります。あまり関係ないように思われるかもしれませんが、障害者の気持ちの根底には、前回国会に出された改正法案の見直しについて、あらためて念を押してもらいたいという思いがあります。

他の意見も混ざってすみません。基本的には、このプランは是非、実現していきたいと、私も痛切に責任を感じているという発言をしたいと思いました。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。プラン 2018 へのエールだと思っておりますが、これについて事務局、何かコメントはありますか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。まず 1 点目の自立支援協議会の状況等を踏まえて地域包括ケアシステムの構築をどのように進めていくかという御意見でございます。皆様のお手元にプランの本編があると思いますが、この 54 ページをお開き頂きたいと思っております。54 ページ左上、74 番の取組の中に「障害のある人の重度化・高齢化や『親亡き後』に備えるとともに、地域への移行を促進するため、相談や緊急時の受入れ体制などの機能を備えた地域生活支援拠点等を、2020(平成 32)年度末までに各市町村、または、各圏域に少なくとも 1 ヲ所整備します」と、私どもが、今、具体的にイメージしている地域包括ケアシステムの受け皿となる組織が、地域生活支援拠点と考えておりまして、地域生活支援拠点等というのは、本編の 54 ページにも用語解説がございますが、障害のある方が、地域で安心して暮らして頂くために、日常生活の相談の他、グループホームへの入居体験や、緊急時の受入れ、これは非常に重要だと思っておりますが、こういった機能を備えた拠点、ないしは、面的に連携した形での機能整備を行っていくことを進めさせて頂きたいと思っております。これも、具体的に議論して頂くのは、地域の自立支援協議会の役割になってくると思っております。こういったプロセスを通じて地域生活支援拠点を 1 つでも多くの地域で整備して頂きたい。これは大きな箱物を 1 つ造るというイメージではなく、むしろいろいろな施設が機能連携しながら、障害者の方々を地域全体で受け入れる仕組みを作るというふうに御理解頂ければいいと思っております。今後、進める際には、御意見を頂きながら進めて参りたいと思っております。

また、2 つ目の子どもの心のケアに係る総合拠点は、現在、一生懸命進めておりますが、地域で生活できることが一番大事であると、非常に重要な御意見でございます。こちらにつきましても、先程の繰り返しになりますが、障害者の皆様を地域全体で受けと

める、そのためには、拠点を1つ造るだけではなく、医療機関との連携、福祉施設との連携、市町村や地域における活動主体との連携、様々なネットワークが必要になってきます。このような連携体制などを、今、福祉保健部において検討させて頂いておりますので、こちらについても、また、御意見を頂ければと思っております。

3つ目から6つ目までは、家族支援に関する御意見かと思っておりますので、まとめてお答えしますと、今、家族に対する支援、ピアサポーターも含めてですが、私どもも非常に重要だと認識しております。障害者を養っている家族の皆様から、障害者の高齢化・重度化が進んでいく中で、親亡き後を憂う声をお聞きすることが多くなって参りました。こういった方々に対する支援をどのように行っていくかということは非常に大きな行政課題であると思っております。今現在は、地域生活支援事業の中の市町村事業に「自立的活動支援」というメニューがございますが、これは市町村を単位とする事業でございます。例えば、精神障害者家族会や、ひきこもりの方の親御さんの会、発達障害児・者の親御さんの会の活動というのは、市町村域を越えて活動されていることが多くございますので、これをどのような形で進めていけるかということは、今後の課題だと思っております。また、進めるための御意見を頂けたらと思っております。

7つ目のPDCAサイクルにつきましては、当協議会において、検証・評価をお願いしたいと思っております。丁寧な私どもも説明をさせて頂きたいと思っております。

8つ目の相模原の事件を受けました精神保健福祉法の改正法案につきましては、前国会において、一度、廃案になっておりまして、今国会に提出するという事で厚生労働省では進めていると聞いておりますが、まだ、具体的な話は、お聞きしていませんので、国の情報を早く収集して、地域における体制を整備して参りたいと思っております。いずれにいたしましても、様々な事業を計画実施する中で、御意見を承りながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

(議長)

その他、何かいかがですか。

(委員)

その他のところで、言わせて頂こうかと思っていたのですが、今、委員の方からお話がありました、2つ目の子どもの心のケア総合拠点のことについて、少し気になるところがあります。

まず、全体の案から見て、山梨県も少子化が進んで小中学校の統廃合が進められていく中で、なぜ近年、小中学校の教育の枠にはまらない、発達障害や自閉症スペクトラムの子どもが急に増加しているのか、まず、そこをきちんと分析する必要があるのではないか、ということを感じます。

それから次に、この構想について、子どもの心のケア総合拠点整備室の準備の状況や、委員の方々の議事録も、ホームページ等で読ませて頂きました。私も以前、教員でしたので、気になったのですが、教育の臭いがあまりしないと感じます。あくまでも、教育

の範疇の子どもでありますので、子ども中心に、どのように育てていくのか、困ったことにだけ焦点を当てるのではなく、子どもが困ったながらも育つ、その子をどうやって育てていくかというところに、基本的な視点を当てて頂ければ、子どもが主体となった形になるのではないかと感じます。

また、対象が、小中学生ということが気になりました。議事録にも少しあったように思いますが、卒業した後どうするのか、進路指導はどうなるのか、結局、中学校までに病弱の部分が改善されない場合、この子たちはどこに行くのか、育精福祉センターもパンクしそうになっている中、わかば支援学校の高等部に行き、そしてまた進路指導ということになるのかと、恐ろしい気がしますので、卒業後の連携も是非、考えて頂きたい。その理由に、過去に他県でも、施設が存続できず、うまくいかなかった例がいくつかあります。入所者の3分の2が発達障害という宇治少年院では、私も素晴らしい教育によって発達障害の子供たちが成長しているという噂を聞いて、実際に行って見て参りましたが、結局、しばらく経ったら、暴力があって、宇治少年院は無くなってしまいました。そのようなことにならないように、1つの地域の枠の中に入れてしまうことの怖さというか、そして、先生方、指導する方々、医療の方々、医者もなかなか少ない状況のようですので、前回の時にも言いましたけれど、人をやはり、しっかり確保するというところが大前提になるのではないかと心配しています。もう少し教育の部分を煮詰める中で取り組んで頂いて、後で駄目だったということがないように、お金を使って頂けたらいいのかと思います。子どもたちをあくまでも主体として、教育もしっかりできるような、そのような拠点になって頂くといいのかと思います。逆行しないような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

ありがとうございました。議題から、やや外れた論議になっておりますけれども、大事なことでありますので、事務局、お答えをお願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。子どもの心のケアの推進につきましては、本編の67ページに拠点施設の整備、あるいは、ニーズに応じた、迅速で一貫した支援といったことが盛り込まれております。今の御質問の中でわたしの方からまず、発達障害児が増えているということについてお答えし、施設整備の関係については、担当が来ておりますので、そちらからお答えをさせていただきます。

まず、発達障害児の数が、かつてと比べて増えているかということですが、厚生労働省の調査によりますと、疑いのある方も含めると、6.5%~1割程度の出現率があるということで、生まれ持って発達に偏りを持った方が存在するというございます。

昔ながらのこういった方々に対しては、様々な社会的な適用が困難な方も多いということでは、早期発見、早期支援の取組が増えてきているから、と理解しております。検診等を通じて、お子さんの発達の偏りをできるだけ早期に発見し、早期支援を行うことで、社会的な適応がよりスムーズにいくと考えられている訳でございます。そのようなことが統計的な数字に現れている背景にあるのではないかと考えております。

よろしいでしょうか。

施設整備の関係につきましては、担当の方から説明させていただきます。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

ただいま、委員からお話のありました施設整備について、子どもの心のケア総合拠点整備室からお答えさせていただきます。拠点整備の中に、児童相談所、こころの発達総合支援センター、児童心理治療施設、また児童心理治療施設に入所や通所をされるお子さんのために併設される特別支援学校、この4つの施設をもって、総合拠点という位置付けになっています。

今、委員からお話があった教育の臭いがしないと、また、どのような観点をもって、子ども中心で、どうやって育てていくのかというお話だったかと思いますが、育てていくというお話の中で捉えますと生活の拠点であります児童心理治療施設の役割、それに付随する特別支援学校の役割ということが重要になってくると思っております。この1年間、我々、委員会やワーキンググループなどで話し合いを重ねる中で、児童心理治療施設の役割、特別支援学校との連携というようなところも検討していく中で、児童心理治療施設については、あくまで生活の場と、短期的に子どもを見て、なるべく、先程、委員からのお話もありましたけれども、地域で生活ができるといった方向に戻していくと、その中で教育がどう絡んでくるのか、教育等の連携については、これからもっと深く詰めていくということになるのかと思います。

教育の観点については、教育委員会の高校改革・特別支援教育課の担当からお話をさせていただきます。

(事務局)

高校改革・特別支援教育課からお答えします。委員から、卒業後の不安というお話がありました。児童心理治療施設で入所するお子さんにつきましては、最長2年という話を聞いております。基本的には、心の発達総合支援センターや児童心理治療施設での医療的なケアを経て、出来るだけ早く、原籍校に子どもさんを帰す、あるいは、家庭に帰すということが基本的な考え方となっています。先程、育精福祉センターの話も出しましたが、基本的には、この特別支援学校は病弱の特別支援学校で小中学生の勉強に準ずる教育をするところです。場合によっては、虐待等で医療的なケアが必要なお子さんの中に知的な遅れを合わせ持っているお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、基本的には発達障害の疑いがあるお子さんを想定しており、知的障害を想定した特別支援学校ではございませんので、卒後、育精福祉センターに入所というような懸念を委員は仰っていましたが、基本的には短期で原籍校にお子さんを帰していくような教育を進めていきたいと考えております。以上です。

(議長)

お手が挙がっていますが、少しお待ちください。手順として、お諮りしているところから結論を頂きたいと思っております。御意見等は、「その他」で継続いたします。

今お諮りしていますのは、パブリックコメントで提出された意見と県の対応についてでありまして、これについて、何か特別に御発言がございましたか。

(委員)
- なし -

(議長)
特に無いようですので、第1議題につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんか。

(委員)
- 承認 -

(議長)
ありがとうございました。
それでは、第2議題であります「(2)平成30年度における主な事業について」の報告をお願いします。

(2) 議題「平成30年度における主な事業について」
議題について、資料2により、事務局から報告した後、次のとおり意見交換を行った。

(議長)
この件について、御質問等ございますか。

(委員)
障害福祉サービスの報酬改定については、私たちは事業をやっておりますので、事業所が今後どうやって事業を維持していくのかというところで、実はすでに、自立支援協議会でも、介護保険のケアマネがやっている計画相談、これには加算が付きますが、基本の報酬は下げられて、ベテランがいれば加算が付くというようなこと、それから、モニタリングの期間が、短くはなってくるということです。1人が受け持つ人数が今、160人くらい持っている担当者が40未満です。過去平均6カ月の間に40人以上持つと、それを減算されて報酬をあげませんという非常に厳しい括りがきております。報酬改定については、今の山梨県の計画相談の現状とか、そういう所を見ると、非常に難しく、今後、県の相談支援の圏域的な御指導を頂かないと、なかなか事業所が無くなっていくのかと懸念を抱いておりますので、相談支援の強化という所に、是非、力を入れて頂きたいと思っております。

1つ質問なのですが、県が平成30年度における主な事業というので、4つの柱を立てました。今回、新しく、障害児福祉計画の1期を作るに当たって、障害児ケアに対する対応というところは、児童福祉法の大きな目玉だったと思うのですが、それがこの4つの大きな柱の中に入っていないというのは、どういう理由でしょうか。

(議長)

事務局、お答えをお願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。今回、児童福祉法の改正を受けまして、第1期の障害児福祉計画を含めた、やまなし障害児・障害者プランとさせて頂いているところがございます。この中で障害児に対する支援というのが、明確化されてきていると考えておりますが、私ども、障害児に対する支援を、この主な事業の中に入れなかったということに特段の趣旨はございません。新しく来年度から始めさせて頂きたいと思っている事業を中心に説明させて頂いたということでございます。

ただ、施策の柱(1) 差別の解消及び権利擁護の推進につきましては、冒頭、会長の御挨拶にもあったとおり、まだまだ周知が行き届いていないという部分がありまして、これは、既存の施策をさらにパワーアップしてやって行かなければいけないというところで、改めて説明させて頂きました。

障害児に対する支援は、計画に基づいて一生懸命やらさせて頂きたいと思っておりますので御理解を頂きますようお願いいたします。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

ここに、新しく4つの柱というのは、県が特別に予算を付けてやって行くという意味合いで、この4つの柱が出てきていると思うのですが、「医療的ケア児」に拘るということではないのですが、この他には、特段みんな同じような形でやっていくという意味で捉えて良いですか。特別に予算を付けてやっていく新しい事業ということですか。

(議長)

事務局、どうぞ。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。予算を付けていくという事業は、相当数ございまして、私ども障害福祉課が、今回の予算でお願いしている一般会計の総額は92億円でございます。その中の本当に主だったもので新規なものを取り上げさせて頂きました。障害児の支援に関しましては、先程、申し上げた報酬改定の中で、医療的なケアを中心にさせて頂く部分が多くなっていく加算措置といったところになっていくと思っておりますが、そこについては、制度が大きく変わるということを踏まえ、今回は、総合支援法に則った形でやらさせて頂きたい。また来年度以降、状況を見ながら県独自の支援策についても、今の段階ではお約束できるものはありませんが、検討させて頂きたいと思っております。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。ではもう1つお願いします。一番最後に、共生型サービスがあります。これは、既に昨年から指針が出ているところですが、共生型サービスについて、県は既に県の中で、こういう形でやり始めている、といった実態を把握しているのでしょうか。やりたいという事業所があるか、それに対して、どういう指導をしているか、それから、共生型サービスが進むということは、地域包括ケアシステムが大きな理念としてありましたが、障害福祉担当として、どのような理念を持って、この共生型サービスの推進に臨んでいくのかお聞きしたい。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。共生型サービスについて、まず、新年度4月からの実施状況は何社か、私どもの所に、相談に来ておりました、やはりどちらかというと、中心部ではなく、障害福祉サービスの事業所が少ないところの事業者については、すぐにも始めたいという相談がきているところでございます。現在のところ、基準と報酬の案は出たのですが、基準と報酬の解釈や細かい取り決めについては、今後、国から順次示されてきますので、それを踏まえて事業者の方にはできるだけ、前向きに開設、開所を進めていきたいと考えております。

また、今月23日には、県立文学館におきまして事業者説明会を開催したいと思っております。そこで、この新しいサービスや報酬についての、その時点までに届いている通知を踏まえて、説明をしていきたいと考えております。それから、地域包括ケアシステムにつきましても、障害分野においても地域で障害者、あるいは高齢になった障害者についても支えていかななくてはいけない、それに、共生サービスをうまく組み込んでいけるような地域づくりや、地域の体制づくりができて行くよう、障害福祉課としても、日頃からの相談や実地指導を通しての指導を、今後、充実させていきたいと考えております。以上です。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。

(委員)

3点あります。1点目は、資料2の1ページ目の施策の柱(2)の精神・身体合併症患者に対する医療提供体制の整備です。北病院の方など、かなりこのことが心配で、院長先生をはじめ、だいぶ前から検討を始めていることをお聞きしたのですが、私の周囲の皆さん、子どもの健康を維持するための、ここが一番の課題なのですが、かなり長期の継続的な精神の治療となると、それほど、ドクターが時間をかけて診察という流れになっていなくて、実態的には、この案の中に精神の医療機関で検査、健診をやって頂けるようなシステムができないかと思っています。

なぜこれをいうかと言いますと、私も市の健診に説得して行けるようになったのですが、普通の健常者が受ける健診のような形で受けることが、なかなかできない。そうすると、精神の治療の中でチェックされる、例えば、血液検査を1つされるだけでも、かなり救われる治療があるのではないかと思います。それが入っているのか質問をお願いしたい。

2つ目ですが、2ページ目のピアサポート事業、これは、3月の始めだったと思いますが、厚生労働省の専門官が来て、ピアサポートが現在、法的な位置付けがされていないので、法的な位置付けをしようという方向で、今、省内で検討に入っていること、また、こういったことを言っているのかわからないのですが、ピアサポーターに関する報酬を再検討したいという御意見を頂いたので、省の方で検討しているということをお聞きしたので質問させて頂きたい。

最後に、2、3日前に岡山地裁で大変、問題になっていて、山梨県の記述には、正しく書かれていると思うのですが、障害者が高齢化して共生事業に入っていると思うのですが、そうすると障害者の権利を剥奪されて一般の高齢者と同じ扱いになると、3日ほど前ですが、岡山地裁で法律違反だということで、行政の方に罰金刑が出されたということで確認をさせて頂きたいのですが、山梨県の場合、こうしたことがないという理解でいいのでしょうか。

(議長)

事務局、お答えをお願いします。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。3点御質問を頂きました。まず精神障害者に対する検診、健康診断ですが、精神身体合併症患者に対する医療提供体制の整備の中に入ってくるかという御質問です。これは、平成30年度の取組の中で、対象患者の状態像、基準を合わせて検討していくので、こういった時にこのシステムの対象となるかということで検討させて頂きたいと思っています。

2点目のピアサポートに法的な位置付けがないということは、そのとおりだと思いますが、これについては、国の検討を待ってから対応するということが大切になってくると思いますので、その状況を見させて頂きたいと思います。

最後の岡山地裁での判決ということで、私ども、それについては承知をしております

んでしたけれども、65歳を過ぎて、高齢者の対象となったところで、原則として介護保険が優先されることは間違いありません。ただ、障害福祉サービス固有のものがいくつかございますので、そういうものは、引き続き利用できるようにすること、また、市町村の判断で、引き続き、この方については、障害福祉サービスの提供が必要だと判断された場合には、強制的に介護保険の方に移行することはなく、そうした運用が現場で行われていると認識しています。

(議長)

委員、いかがですか。

(委員)

最後のところの御説明では、ケースバイケースになるということですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。岡山地裁は、65歳を過ぎた障害者の方が、半ば、強制的に障害福祉サービスを止めさせられたというケースだと思いますけれど、本県におきましては、先程申し上げましたが、まずは、本人の希望を確認した上で、希望に沿った形で考えていきます。当然、その方が障害福祉サービスを長い間、利用していた事業所や施設を利用することが必要であり、適当だと認められる場合は、ご本人の希望に沿った形で障害福祉サービスを利用して頂くことになると考えております。以上です。

(委員)

プランの中に、そのように書かれているので、そのようになるのかと思いましたが、心配でしたので、改めて確認をさせて頂きました。ありがとうございました。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

- なし -

(議長)

これは、報告事項ということですので、改めて、皆さんの決議をとるということもございませんので、御了承頂きたいと思います。

(委員)

- 了承 -

(議長)

それでは引き続き、最後の「5 その他」でございますが、第1議題の時に委員から御意見がございました。そちらを、引き続きお願いします。

(委員)

お時間を頂きすみません。子どもが社会的に成長するというのは、当たり前のことです。学校というのは、建物だけではなくて、先生と友達がいるということは基本なのだと思います。ただ、個別指導だけでは育っていかない部分がたくさんあるので、私は、心のケアに係る総合拠点、とても素晴らしい構想だと思うのですが、そこを忘れずにいて頂きたいということで心配をしているものです。それから、育精福祉センターを例に挙げてしまったのですが、私も、わかば支援学校に13年勤務しておりましたから、知的障害であるということは承知しておりますが、ただ、コミュニケーションがとれないとか、いろいろな理由で知的障害の名前を付ければ通うことができるという現実を知っていたので、そこを憂いている訳です。昨日も、山梨日日新聞に石和の適応指導教室が再開と出ていましたけれど、やはり地域へ繋げるに当たって、2年で必ず、その子が直るという保証はない訳で、やはり、継続的な居場所を地域と連携して作っていく必要があると思います。その辺を、よく煮詰めて頂いて、どうやってその子を地域に帰していくか、逆行と申し上げたのは、障害のある方も、ない方も、地域で自分らしく生きていくということを達成するには、治療や療育といった困ったことにだけ焦点を当てるのではなく、是非、教育という視点を持って、統合的にその子の指導に当たって頂きたいと、こうした思いで、先程、意見を申し上げましたので、よろしくお願い致します。

(議長)

御希望ということで承ってよろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他にございますか。先程、お手の挙がった委員どうぞ。

(委員)

本文の中に、情報のバリアフリー化とあります。ページが分からないのですが、「行政情報のバリアフリー化」のところの施策52番です。市町村の行政情報などに音声コードを付けること、是非、これを進めて頂きたいです。このところ、音声コードを付けるためのソフト、実は以前から使われている読み取り機器にTelImeやスピーチオがあったのですが、そのソフトが残念ながら、オフィスの2003までの対応なのです。ワードの2015で入れてみたのですが、2010はどうか見えそうなのですが、2013はもうソフト自体が入らないという状態で、最近、ユニバイスというソフトが動き出してきていま

す。残念ながら、そのソフトは、従来の Tellme やスピーチオという機械では読み取れない。このことを考慮しつつ、施策を進めて頂きたいと思います。スマートフォンの対応になっていると思うのです。そのことも考えて、視覚障害者の方はスマホを使っているのは、ごく一部なのですが、せっかく今までの機器が手元にあっても読み取れないということでは意味がないので、よろしくお願いします。

(議長)

事務局、いかがですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。ありがとうございます。貴重な情報だと思います。施策を実施する段階で検討させて頂きたいと思っております。また御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(議長)

委員、よろしいですか。

(委員)

はい。

(議長)

他に何か特別にございましたら、どうぞ。

(委員)

優れた計画ができたと思っておりますのと、主な事業のところもよろしいかと思いません。主な事業を推進するに当たって、気になるのが、平和通りにある歩道橋です。甲府市役所、県庁、警察署まである、この真ん中の地に歩道橋が存在している。東京オリンピック、パラリンピックもこれから行われたりする中で、県ではバリアフリーとか、差別解消を高々に謳っていますが、そこにドンと歩道橋が置いたままというのはいかがかと思えます。特に私は、家が東京なもので、だいたい東京は歩道橋があってもビルとビルとをアクセスできたり、エレベーターがどこかから繋げて渡れるというのが、ほとんどだと思っております。県民の皆様は当たり前前の存在になっているかもしれませんが、意外なところで看板と違うように捉えられてしまうのではないかと、気になりましたので最後に申し上げました。

(議長)

事務局、お答え何かございますか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。計画の中で、ユニバーサルデザインの推進、あるいは、バリアフリーの推進という中で、方向性については示させて頂きました。具体的には、点字ブロックなど、いろいろな問題がございます。これから、オリンピック、パラリンピックに向けて、そういったものの整備が進んでくると思いますが、担当課に伝えさせて頂いて、また具体的な方策について検討させて頂きたいと思っております。

(議長)

ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

今回、素晴らしい計画の案ができあがって嬉しいです。これを作り上げた障害福祉課の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。本当に不眠不休で作成され、素晴らしいと思います。私も正直に言って、この法律も関わる膨大な計画を自分自身でもまだ理解しきれていないので、これから、是非、引き続き、私たちに教えて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

(議長)

ありがとうございました。他にございますか。

(委員)

共生社会という言葉が国から出されるようになって、先日、児童福祉分野の柏木先生の「改正児童福祉法」の本の中で、「共生」というものを定義した理念はないのだというお話の中で、「共生」ということをどのように捉えていくのか、ということをお話の中で書いていらっしゃいました。私たち、社会福祉協議会は、行政と違う仕事をしております。行政の方は、本当に必要な県民を守る、国民を守るという仕事、サービスの提供などですが、私どもは、地域の中で、住民の方々が、今そこにいる障害のある方と、どうやって共に生きていくか、現実に少しずつ、みんなに理解して頂くという活動を推進しております。そこで、一番、行政の力をお借りしたいのは、行政の縦割りではないところで、地域の住民と手を取り合って、共生社会の実現に取り組んで頂きたいというところです。一番は防災です。要援護者台帳が出ているけれど、障害のある方にとっての防災ってなんだろうということを、自立支援協議会で取り組んでおりますが、行政の担当は、危機管理課なのか、福祉課なのかなど、やはり、そういう弊害が出てくる。包括ケアシステムというのは、介護保険の理念から出てきたものですが、やはり、地域福祉の中でできるものだと思っておりますので、歩道橋の件もそうですが、是非、行政の方々には、縦割りではなく、横連携を密に取って、このプランを達成して頂きたい。それは、福祉サービスや事業所を展開する者だけではなく、一般の住民も大きく巻き込む中でやって頂きたいをお願いをして終わります。よろしくをお願いします。

(議長)

御意見として承っておきます。

最後に、議長からお尋ねしたいのですが、本日の山梨日日新聞に、就労継続支援A型事業所の7割が経営不振ということで、就労系の福祉型事業所で大量解雇が相次いでいるという記事が出ておりました。本県ではどうなのですか。

(事務局)

障害福祉課からお答えします。就労継続支援A型事業所というのは、雇用契約を結んで、就労訓練を行う事業所でございます。本県には、事例はないと考えておりますが、全国的に就労の訓練をあまり行わないで日中過ごす、その場の空間を提供することで、自立支援給付費が支給される訳です。その中で利益優先の事業所運営が行われている事例があったということで、昨年4月の改正になりますけれども、就労継続支援A型事業所の基準が厳格になりました。

具体的に申し上げますと、今回のものに対応するのは、就労継続支援ですから、就労の訓練をして、何某かのものを生産し、販売した利益の中から、賃金としてお支払いくださいと、こういう事になったわけです。これまでは、自立支援給付費の中からお支払いして、就労訓練はあまり行わなかったという事例が全国にあったそうです。そうした中で、このような改正になりました。そこで、何が起きたかということ岡山や愛知などの県で、営利企業が運営する大規模な事業所の中で支払うべき賃金が捻出できないという事例が出て参りました。販売利益の中から賃金を払う、その利益が確保できないということは賃金のお支払いができないということになるわけで、それで経営不振と言われるような状態になった所が、全国的には7割だということでございます。これは、人ごとではない状況ではございますけれども、本県においては、就労継続支援事業所は全体で22カ所ございまして、このうち、事業を休止しているところ、あるいは、発足して1年経たないために決算が出ていないところが4カ所ございますので、財務状況を確認できる事業所は18カ所ございます。それらにつきまして、精査した結果、利益優先型での不適切な支援は行われていないということを確認しておりますので、他県に見られるような大規模な就労者の一斉解雇という状況は出てこないと思っております。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

議長、よろしいですか。先程、申し上げた内容の訂正をさせて頂きたい。

(議長)

どうぞ。

(委員)

先程、障害福祉課の職員の皆さんと申し上げたのですが、本日、御参加されている関係各課、今回のプラン策定に関わって頂いた職員の皆様に御礼申し上げたいと思います。

(議長)

議長が申し上げるべき賞賛の言葉を委員から言って頂き、ありがとうございました。年度の最後ということでございますので、いろいろと御協議頂いた委員の皆様に感謝を申し上げ、同時に、御参席を頂いております障害福祉課をはじめ、関係課の職員の皆様に、心から感謝を申し上げて、以上で、議長の任を解かせて頂きます。ありがとうございました。

8 その他の概要

(司会)

それでは、次第の「5 その他」ですが、事務局から今後の予定を御説明いたします。

(事務局)

本日の協議会におきまして、「やまなし障害児・障害者プラン 2018」の最終案につきまして、御了承頂きました。ありがとうございました。今後は、3月の末日までに庁内の合意を得まして、公表して参ることとしております。公表日につきましては、別途、事務局から委員各位に、御連絡をさせて頂く予定でおりますので、ご承知おき頂きたいと思っております。

(司会)

事務局からは以上ですが、委員の皆様から何かございますか。

(委員)

- なし -

(司会)

以上で、第4回山梨県障害者施策推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。